



福岡医発第 269 号 (地)井医師会
平成 26 年 4 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

熱中症予防対策強化期間の実施について

標記の件につきまして、福岡労働局長より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

福岡労働局管内では、平成 25 年 1 件、平成 24 年 1 件、平成 23 年 2 件の死亡災害が発生し、また、休業災害が平成 25 年 35 件、平成 24 年 15 件、平成 23 年 21 件発生していることから、熱中症予防対策の的確な実施が必要と判断されました。

つきましては、福岡労働局において 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間を熱中症予防対策強化期間（以下「強化期間」という。）と定め、本年度の熱中症予防対策として下記事項を実施することとされましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 集団指導等の実施について

熱中症予防対策の周知については、全国安全週間説明会及び全国労働衛生週間説明会をはじめ、その他各業界団体等が主催する会議等のあらゆる機会を利用して積極的に説明を行う。

強化期間中においては、団体等が主催する会議に出席の都度及び署が開催する安全衛生関係の集団指導時において、熱中症予防対策について繰り返し説明を行う。

2. 広報等の実施

福岡労働局は、5 月末に「強化期間」について広報するとともに、関係団体（別添 1）に対して周知・協力を依頼する。

各労働基準監督署は、福岡労働局が実施する以外で、効果の期待できる関係団体等へ周知・広報等の実施に努める。

3. パトロール形式の個別指導について

熱中症の発生が懸念される業種・事業場等を対象に、パトロール形式により熱中症予防対策の個別指導を実施する。

その際、昨年実施した熱中症防止のための健康管理自主点検票の集計結果で、取組が遅れている暑さ指標計（WBGT測定器）、温度計、湿度計などによる作業環境管理等の事項については、特に重点的に指導を行う。

4. 自主点検を載せたリーフレットの活用

「熱中症を予防しましょう」リーフレットを、あらゆる機会を通じて配布し周知を行う。

また、自主点検を行わせることにより、熱中症予防に係る健康管理について取組を促進させる。

5. 熱中症予防対策セミナーの開催

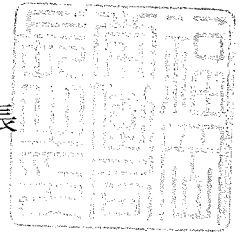
福岡労働局は、福岡産業保健総合支援センターと共催で、熱中症予防対策セミナーを6月13日に福岡合同庁舎新館会議室にて開催する（定員180名）。

また、福岡労働局、各労働基準監督署は、県内の各労働災害防止団体、事業者団体等に対して、会員事業場の出席に係る協力依頼を行う。

福岡労発基 0417 第 8 号
平成 26 年 4 月 17 日

(公社) 福岡県医師会 会長 殿

福岡労働局長



熱中症予防対策強化期間の実施について

当局管内では、平成 25 年 1 件、平成 24 年 1 件、平成 23 年 2 件の死亡災害が発生し、また、休業災害が平成 25 年は 35 件、平成 24 年 15 件、平成 23 年 21 件発生していることから、熱中症予防対策の的確な実施が必要です。

特に、梅雨期は、湿度が高いことから危険性が高く、一層の注意、予防対策が求められます。

つきましては、福岡労働局において 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間を熱中症予防対策強化期間（以下「強化期間」という。）と定め、本年度の熱中症予防対策として下記の事項を実施することとしたので、会員事業場への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 集団指導等の実施について

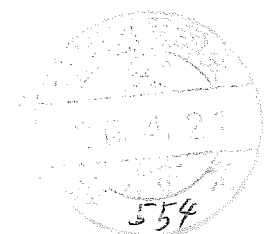
熱中症予防対策の周知については、全国安全週間説明会及び全国労働衛生週間説明会をはじめ、その他各業界団体等が主催する会議等のあらゆる機会を利用して積極的に説明を行う。

強化期間中においては、団体等が主催する会議に出席の都度及び署が開催する安全衛生関係の集団指導時において、熱中症予防対策について繰り返し説明を行う。

2 広報等の実施

福岡労働局は、5 月末に「強化期間」について広報するとともに、関係団体（別添 1）に対して周知・協力を依頼する。

各労働基準監督署は、福岡労働局が実施する以外で、効果の期待できる関係団体等へ周知・広報等の実施に努める。



3 パトロール形式の個別指導について

熱中症の発生が懸念され業種・事業場等を対象に、パトロール形式により熱中症予防対策の個別指導を実施する。

その際、昨年実施した熱中症防止のための健康管理自主点検票の集計結果で、取組が遅れている暑さ指標計（WBGT測定器）、温度計、湿度計などによる作業環境管理等の事項については、特に重点的に指導を行う。

4 自主点検を載せたリーフレットの活用

「熱中症を予防しましょう」リーフレットを、あらゆる機会を通じて配布し周知を行う。

また、自主点検を行わせることにより、熱中症予防に係る健康管理について取組を促進させる。

5 熱中症予防対策セミナーの開催

福岡労働局は、福岡産業保健総合支援センターと共催で、熱中症予防対策セミナーを6月13日に福岡合同庁舎新館会議室にて開催する（定員180名）。

また、福岡労働局、各労働基準監督署は、県内の各労働災害防止団体、事業者団体等に対して、会員事業場の出席に係る協力依頼を行う。

熱中症予防対策強化期間の実施について協力依頼を要請した団体名簿

	団 体 名 称	郵便番号	所 在 地
1	(社)福岡県労働基準協会連合会	810 -0802	福岡市博多区中洲中島町3-10 福岡県消防会館内
2	建設業労働災害防止協会 福岡県支部	812 -0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館 5階
3	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福岡県支部	812 -0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8 福岡県トラック総合会館3階
4	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 九州総支部	801 -0852	北九州市門司区港町2-15 九州地方港湾協会内
5	林業・木材製造業労働災害防止協会 福岡県支部	810 -0001	福岡市中央区天神3-10-27 天神チクモビル3階
6	(社)日本建設業連合会 九州支部	812 -0011	福岡市博多区博多駅前4-3-22 産恵ビル内
7	(社)日本砕石協会 九州地方支部	812 -0013	福岡市博多区博多駅東2-4-17 第6岡部ビル2階
8	福岡電気工事業協同組合	810 -0004	福岡市中央区渡辺通3-1-10
9	福岡砕石協同組合	812 -0013	福岡市博多区博多駅東1-12-5
10	(社)福岡県警備業協会	812 -0013	福岡市博多区博多駅東2-4-31 第5岡部ビル4階
11	福岡県生コンクリート工業組合	812 -0013	福岡市博多区博多駅東1-11-5 アサコ博多ビル5階
12	福岡県コンクリートブロック工業組合	812 -0014	福岡市博多区比恵町2-1 博多エステートビル2階
13	(社)福岡県地質調査業協会	812 -0013	福岡市博多区博多駅東2-4-30-702
14	博多港安全衛生協議会	812 -0031	福岡市博多区沖浜町4-30 博多中央港湾福祉センター内
15	博多港運協会	812 -0031	福岡市博多区沖浜町4-30 博多中央港湾福祉センター内
16	福岡県自動車整備商工組合	820 -0115	飯塚市仁保23-23
17	福岡市管工事協同組合	810 -0016	福岡市中央区平和3-20-10
18	福岡県板金工業組合 福岡支部	812 -0038	福岡市博多区祇園町4-6 平田ビル5階
19	福岡県建設業協同組合	812 -0053	福岡市東区箱崎4-36-18
20	福岡県中小企業団体中央会	812 -0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9階
21	福岡県経営者協会	810 -0004	福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館6F
22	福岡県商工会連合会	812 -0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター7F
23	福岡県商工会議所連合会	812 -8505	福岡市博多区博多駅前2-9-28
24	(公社)福岡県医師会	812 -8551	福岡市博多区博多駅南2-9-30

熱中症防止のための健康管理自主点検結果

【平成24年 回収総数135件】

点 検 項 目		回 答	回答数	%	留意事項
管 理 体 制	熱中症対策の内容を労働者に周知していますか	は い	135	100. 0	熱中症対策を作成して実施するものですが、効果を上げるためには、責任者が実施状況を日々確認していくことが重要です
		いいえ	0	0. 0	
	熱中症対策の責任者を選任していますか	は い	104	77. 0	
		いいえ	31	23. 0	
	責任者、管理者は定期的に熱中症防止の巡視をしていますか	は い	115	85. 2	
		いいえ	20	14. 8	
作 業 環 境 管 理	暑さ指標計(WBGT測定器)、温度計、湿度計などにより測定を随時行っていますか	は い	80	59. 3	熱中症の発生の危険を見極めるためには、天候の条件を把握して備えることが重要です。危険が高まれば、水分等の補給ができるようにして、休憩室等で涼めるようにしておく必要があります。
		いいえ	55	40. 7	
	作業場所の近隣に涼しい休憩場所を確保していますか	は い	128	94. 8	
		いいえ	7	5. 2	
	水分、塩分等が容易に補給できるようにしていますか	は い	135	100. 0	
		いいえ	0	0. 0	
作 業 管 理	身体作業強度が高い作業を避けるために連続作業時間の短縮をしていますか	は い	123	91. 1	十分な休憩時間の確保、暑さに慣れない者に対する配慮、積極的な水分と塩分の補給、屋外作業における帽子の着用等に工夫が必要です。
		いいえ	12	9. 9	
	暑さに慣れるために、熱への順化期間を設けていますか	は い	83	61. 5	
		いいえ	52	38. 5	
	水分、塩分等を定期的に摂取させていますか	は い	133	98. 5	
		いいえ	2	1. 5	
健 康 管 理	睡眠不足、体調不良、前日の飲酒などの影響を把握していますか	は い	120	88. 9	日常的な体調管理が必要です。
		いいえ	15	11. 1	
	糖尿病、高血圧等、熱中症の発症と関係の深い定期健康診断項目に所見のある者のその日の健康状態を確認していますか	は い	111	82. 2	
		いいえ	24	17. 8	
教 育	労働者に対して、熱中症予防に対する教育を行っていますか	は い	133	98. 5	熱中症に対する知識を備えることが必要です
		いいえ	2	1. 5	
救 急 処 置	熱中症が発生した場合の緊急連絡体制を整備していますか	は い	128	94. 8	万一の災害発生の場合には、迅速で的確な対応ができれば、重大な事態を回避することにつながります。
		いいえ	7	5. 2	
	熱中症を疑う症状が現れた場合の救急措置ができるようにしていますか	は い	123	91. 1	
		いいえ	12	8. 9	

熱中症防止のための健康管理自主点検票集計結果【平成25年】

自主点検票回収総数 277

	点 検 項 目	点 検 欄				留意事項
		は い %		いいえ %		
管 理 体 制	熱中症対策の内容を労働者に周知していますか？	271	97.8	3	1.1	熱中症対策を作成して実施するものですが、効果を上げるためには、責任者が実施状況を日々確認していくことが重要である。
	熱中症対策の責任者を選任していますか？	214	77.3	59	21.3	
	責任者、管理者は定期的に熱中症防止の巡視をしていますか？	237	85.6	36	13.0	
作業環境管理	暑さ指標計(WBGT測定器)、温度計、湿度計などにより測定を随時行っていますか？	132	47.7	141	50.9	熱中症の発生の危険を見極めるためには、天候の条件を把握して備えることが重要です。 危険が高まれば、水分等の補給ができるようにして、休憩室等で涼めるようにしておくことが必要である。
	作業場所の近隣に涼しい休憩場所を確保していますか？	263	94.9	11	4.0	
	水分、塩分等が容易に補給できるようにしていますか？	276	99.6	1	0.4	
作 業 管 理	身体作業強度が高い作業を避けるために連続作業の短縮をしていますか？	255	92.1	18	6.5	十分な休憩時間の確保、暑さに慣れない者に対する配慮、積極的な水分と塩分の補給、屋外作業における帽子の着用等に工夫が必要である。
	暑さに慣れるために、熱への順化期間を設けていますか？	179	64.6	92	33.2	
	水分、塩分等を定期的に摂取させていますか？	271	97.8	5	1.8	
	透湿性および通気性の良い服装を着用させていますか？	258	93.1	16	5.8	
健 康 管 理	睡眠不足、体調不良、前日の飲酒などの影響を把握していますか？	254	91.7	22	7.9	日常的な体調管理が必要である。
	糖尿病、高血圧等、熱中症の発症と関係の深い定期健康診断項目に所見のある者のその日の健康状態を確認していますか？	236	85.2	37	13.4	
教 育	労働者に対して、熱中症予防に対して教育を行っていますか？	261	94.2	12	4.3	熱中症に対する知識を備えることが必要である。
救 急 処 置	熱中症が発生した場合の緊急連絡体制を整備していますか？	259	93.5	15	5.4	万一の災害発生の場合には、迅速で的確な対応が出来れば、重大な事態を回避することにつながる。
	熱中症を疑う症状が現れた場合の救急措置ができるようにしていますか？	245	88.4	28	10.1	

熱中症を予防しましょう

～職場における熱中症予防のポイント～

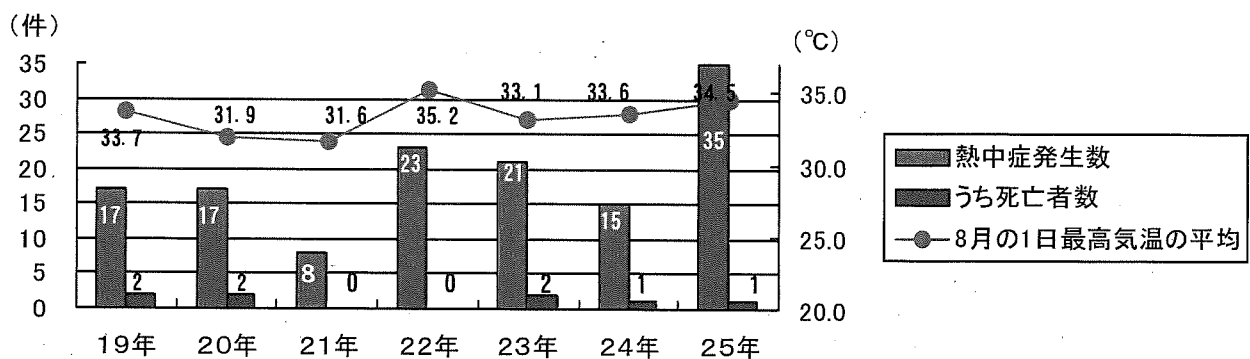
福岡労働局 労働基準監督署

「熱中症」とは、高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害を総称した傷病です。

熱中症は死に至るおそれのある病態ですが、適切な予防法を知っていれば防ぐことができます。また、適切な応急処置により救命することもできます。

適切な労働衛生管理を行い、熱中症を予防しましょう。

熱中症発生状況（福岡県） 労働者死傷病報告による件数



1

熱中症の症状と重症度分類

分 類	症 状	従 来 の 分 類
I 度 (軽症)	立ちくらみ、失神、こむら返り、手足・腹筋のけいれん、 血圧低下、皮膚蒼白	熱失神 熱けいれん
II 度 (中等症)	強い疲労感、めまい、虚脱感、頭重感、吐気、嘔吐、下痢、 体温上昇、多量発汗、頻脈	熱疲労
III 度 (重症)	深部体温 39℃（わきの下 38℃）以上の高熱と 1. 脳機能障害（意識喪失、せん妄状態、特異な言動） 2. 肝・腎機能障害 3. 血液凝固障害 のうちのいずれか	熱射病

「暑熱環境にさらされた」という条件が明らかで、熱けいれん、熱失神、または熱疲労の症状があれば、熱中症の疑いがあります。

I 度の症状があれば、すぐ涼しい場所へ移り体を冷やすこと、水分を与えることが必要です。そして誰かがそばに付き添って見守り、改善しない場合や悪化する場合には病院へ搬送しましょう。II 度で水分・塩分が取れないときやIII 度の症状であればすぐに病院へ搬送しましょう。

なお、熱中症に関する分類は次のとおりです。

熱失神	皮膚血管の拡張により血圧が低下、脳血流が減少し、立ちくらみ、失神、顔面蒼白、呼吸回数の増加、唇のしびれもみられる。脈は速くて弱くなる。
熱けいれん	大量の発汗で、水だけを補給して血中の塩分濃度が低下したときに（全身ではなく）手足、腹部の筋肉に痛みを伴うけいれん（こむら返り）が起こる。
熱疲労	大量の発汗で水分補給が追い付かないと脱水症状から熱疲労となる。脱力感、めまい、頭痛、吐き気などがみられる。
熱射病	体温上昇のため中枢機能に異常をきたす。意識障害（意識がない、応答が鈍い、異常な言動）が特徴。脳・心・肺・肝・腎等、全身の臓器障害を合併することも多く、死亡率も高い。

2 WBGT値(暑さ指数)の活用

熱中症の発生には、気温・湿度・風速・輻射熱（直射日光など）が関係します。同じ気温でも**湿度**が高いと危険性が高くなるので注意が必要です。

また、**運動強度**が強いほど熱の発生も多くなり、熱中症の危険も高まります。WBGT（湿球黒球温度）は、人体の熱収支に影響の大きい気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標です。

※WBGT値の算出方法

- ・屋外：WBGT = 0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度
- ・屋内：WBGT = 0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

算出したWBGT値が、WBGT基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなりますので対策を講じることが必要です。

WBGT基準値：熱に順化していない人で、気流を感じないとき。詳しくは厚生労働省HPを参照。

区分	作業の例	WBGT基準値(℃)
0 安静	安静	32
1 低代謝率	簿記、コイル巻き、軽い材料の区分け	29
2 中程度代謝率	くぎ打ち、しっくい塗り、草むしり	26
3 高代謝率	シャベルを使う、コンクリートブロック積み	22
4 極高代謝率	おのを振るう、階段を昇る、走る	18

3 熱中症予防対策

高温多湿な場所では、次により管理を行い、熱中症を予防しましょう。

■ 作業環境管理

- ・ WBGT値の低減等
熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房を行うための設備等を設け、WBGT値の低減を図りましょう。
- ・ 休憩場所の整備等
冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けましょう。また、氷や冷たいおしぼり、シャワー等の身体を適度に冷やせる物品・設備、飲料水を備えましょう。

■ 作業管理

- ・ 作業時間の短縮等
連続作業時間の短縮や身体作業強度が高い作業を避けることに努めましょう。

- 熱への順化

梅雨明け直後に気温等が急に上昇した場合や、新たに、又は長期間、当該場所から離れ、その後再び当該作業を行う場合等には、計画的に熱への順化期間を設けましょう。

※熱への順化とは、7日以上かけて暑熱環境へさらされる（ばく露）時間を次第に長くする等の方法で、熱に慣れ当該環境に適応させてゆくことです。

- 水分及び塩分の摂取、巡視等

水分及び塩分の定期的な摂取を指導し、巡視等により確認しましょう。また、巡視は作業中は頻繁に行い、熱中症の兆候等に速やかに対応できるようにしましょう。

- 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させましょう。直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させましょう。

■ 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応

糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の異常所見があると診断された労働者については、医師等の意見を勘案し、必要に応じて、作業の転換等の措置を講じましょう。

熱中症予防のために健康状態の確認が必要な理由

糖尿病	血糖値が高い場合に尿に糖が漏れ出すことで、尿で失う水分が増加し、脱水状態を生じやすくなる
高血圧症・心疾患	水分及び塩分を尿中に出す作用のある薬を内服する場合に脱水状態を生じやすくなる
腎不全	治療の一環として塩分摂取を制限される場合に塩分不足になりやすい
皮膚疾患	患部が広範な場合、皮膚からの発汗が悪く、熱が発散されないことがある
前日の飲酒	肝臓におけるアルコールの分解には大量の水分が必要なため、飲酒の翌日は脱水状態となっていることが多い。

- 日常の健康管理と健康状態の確認

睡眠不足、体調不良、前日の飲酒等についての健康管理を行いましょう。

作業開始前に労働者の健康状態を確認しましょう。また、作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどしましょう。

休憩場所等に体温計、体重計等を備え付け、体温、体重等を確認しましょう。

■ 労働衛生教育

管理者及び労働者に対し、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行いましょう。

- 熱中症の症状
- 熱中症の予防方法
- 緊急時の救急処置
- 熱中症の事例

■ 救急処置

- 緊急連絡網の作成及び周知

病院等の所在地及び連絡先を把握して、緊急連絡網を作成し、周知しましょう。

- 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分・塩分の摂取をさせましょう。また、必要に応じ、医師の診察を受けさせましょう。

熱中症防止のための健康管理自主点検票兼FAX送付票

福岡労働局労働基準部健康課 あて

(健康課FAX番号: 092-411-3517)

(所在地 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目 11 番 1 号福岡合同庁舎新館 4 階 電話 092-411-4798)

事業場名			業 種	
所 在 地			電話番号	
労働者数	名	担当部署・職氏名		

熱中症予防のためには、的確な熱中症予防対策を講じることが大切です。点検確認していただいた事項で、対応が十分にできていないと思われる項目がある場合には、改善を含めた対応策を検討され実施するようにしてください。なお、お手数ですが、各項目についてご記入の上、上記あてFAX等によりご回答いただきますようお願いいたします。

点検事項		点検欄	留意事項
管理体制	熱中症対策の内容を労働者に周知していますか	はい いいえ	熱中症対策を作成して実施するものですが、効果を上げるためには、責任者が実施状況を日々確認していくことが重要です
	熱中症対策の責任者を選任していますか	はい いいえ	
	責任者、管理者は定期的に熱中症防止の巡視をしていますか	はい いいえ	
作業環境管理	暑さ指標計(WBGT測定器)、温度計、湿度計などにより測定を随時行っていますか	はい いいえ	熱中症の発生の危険を見極めるためには、天候の条件を把握して備えることが重要です。危険が高まれば、水分等の補給ができるようにして、休憩室等で涼めるようにしておく必要があります。
	作業場所の近隣に涼しい休憩場所を確保していますか	はい いいえ	
	水分、塩分等が容易に補給できるようにしていますか	はい いいえ	
作業管理	身体作業強度が高い作業を避けるために連続作業時間の短縮をしていますか	はい いいえ	十分な休憩時間の確保、暑さに慣れない者に対する配慮、積極的な水分と塩分の補給、屋外作業における帽子の着用等に工夫が必要です。
	暑さに慣れるために、熱への順化期間を設けていますか	はい いいえ	
	水分、塩分等を定期的に摂取させていますか	はい いいえ	
	透湿性及び通気性の良い服装を着用させていますか	はい いいえ	
健康管理	睡眠不足、体調不良、前日の飲酒などの影響を把握していますか	はい いいえ	日常的な体調管理が必要です。
	糖尿病、高血圧等、熱中症の発症と関係の深い定期健康診断項目に所見のある者のその日の健康状態を確認していますか	はい いいえ	
教育	労働者に対して、熱中症予防に対する教育を行っていますか	はい いいえ	熱中症に対する知識を備えることが必要です
救急処置	熱中症が発生した場合の緊急連絡体制を整備していますか	はい いいえ	万一の災害発生の場合には、迅速で的確な対応ができれば、重大な事態を回避することにつながります。
	熱中症を疑う症状が現れた場合の救急措置ができるようにしていますか	はい いいえ	